

## 天理市立図書館雑誌スポンサー制度募集要領

### 1 雑誌スポンサー募集の目的

天理市立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、当該民間事業者等が当該雑誌の購入費を負担することにより雑誌購入費を節減することを目的とします。

※雑誌購入費を負担する民間事業者等を以下「雑誌スポンサー」という。

### 2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに図書館用雑誌の購入代金を負担していただき、その雑誌を図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面及び裏面に広告を表示することができます。なお、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有とします。

### 3 雑誌スポンサー及び広告の対象

(1) 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他天理市教育長（以下「教育長」という。）が適当と認める者を対象とし、個人を対象としません。

(2) 雑誌スポンサーが、「天理市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」第13条又は「天理市立図書館雑誌スポンサー制度に関する基準」第3条に該当する規制業種又は事業者に係るものは、対象としません。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

(3) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、「天理市立図書館雑誌スポンサー制度に関する基準」第4条又は「天理市広告掲載基準」第4条に該当するものは、対象としません。

### 4 購入代金を負担する雑誌

図書館が作成した「天理市立図書館雑誌スポンサー制度対象雑誌一覧」より選定していただきます。

## 5 広告の規格・表示方法

(1) 提供雑誌の最新号カバー表面に、雑誌スポンサー名等を表示します。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。カバーへの貼付は、図書館が行います。

表示の大きさ縦4cm、横13cm以内

貼付位置最新号カバー底辺より4cm以上上部の中央付近

(2) 最新号の透明カバーの裏面に広告チラシを1枚貼付できます。広告チラシは最大で裏表紙と同じサイズとします。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。カバーへの貼付は、図書館が貼付します。

(3) 天理市立図書館ホームページへ「雑誌スポンサー制度 ー提供企業・団体一覧」を掲載します。

(4) 表示期間は契約期間内の発行雑誌とし、随時、広告の内容を変更することができるものとします。ただし、表示の開始は、領収書等の提示により支払いを確認した後とします。

(5) 雑誌の配架位置は図書館が決定します。

## 6 広告の期間

広告の期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの場合は図書館が表示を決定した月の翌月から3月31日とします。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

## 7 申込の受付

申込は、随時受付します。

## 8 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申込があった場合、審査ののち、天理市立図書館雑誌スポンサー制度掲載可否決定通知書（第2号様式）により通知します。

## 9 申込方法

天理市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、図書館に持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

## 10 契約

雑誌スポンサー制度の広告主に決定した場合は契約を締結します。

## 11 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払いは、教育長が指定する納入業者に直接お支払いください。

- (1) 支払いは、広告掲載期間中に発行される雑誌の総額を、一括前払いするものとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。（例：月刊誌（5月1日発行）から広告掲載を開始する場合。その号から翌年3月末までに刊行される号の総額を書店に一括前払いしていただきます。）
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、教育長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えます。
- (4) 年度途中の取りやめ及び納入業者への前払い代金の返還はできません。

## 12 その他

- (1) 同一の雑誌に複数の応募があった場合は、次の順で選定します。
  - ① 先着順とします。
  - ② 2年目以降は、前年度の雑誌スポンサーを優先します。
- (2) ご記入いただいた個人情報は、天理市個人情報保護条例に基づき、雑誌スポンサー制度運営のみに使用します。

附則

この要領は、平成26年3月5日から施行する。